

新規就農支援

新規就農総合支援事業(国庫)および新規就農者支援事業(県単)

就農準備

就農開始

三里浜砂丘地で新たに農業を始める場合には

インターンシップ(2週間)による就農・就業体験

里親との相性チェック

農業次世代人材投資資金審

新里親制

農業次世代人材投資資金(準備型)

農業教育機関、先進農家、先進農業法人等で1年以上の研修を受ける場合に給付金として150万円/年を支給(経営開始時点で45歳未満であること)

里親には、給付金の中から2万円/月を支払う
研修期間中(最長2年間)

注、研修を中止したり、研修状況報告を行わない場合。又は、研修終了後1年以内で原則45歳未満で独立・自立就農しなかった場合等の事態が生じた時点で、給付金の停止や全額返還になります。

(注3:赤線)
地元以外で農業次世代人材投資資金(準備型)を活用して砂丘地で就農を希望する青年や、既に農業経験と栽培技術を持ちあわせており新たに砂丘地で独立・自営就農を希望する44歳未満の青年が、経営開始型の給付金を申請する際には、拠点となる地域の農家で里親研修を最低半年以上義務付ける。ただし、半年後、里親農家が定住して農業経営ができると判断した場合に限る。

従来の里親制度

基本1年間

(注4:青線) 県の里親制度は、H24年度から青年給付金に該当しない44歳以上でなおかつ59歳未満(砂丘地は55歳未満)の独立・自営就農者に対して従来通り継続支援する。
里親に対し、補助金あり

農業次世代人材投資資金審査会(および就農計画認定会議)

就(独)
農(立)

農業次世代人材投資資金(経営開始型)

市町村の地域マスタープランに位置付けられている(又は見込まれる)原則45歳未満の独立・自営就農者に対して、就農直後の所得を確保する給付金として150万円/年を支給
(最長5年間)

○市町村が適切な就農をしていないと判断した場合は打ち切り
○所得が250万円以上ある場合は給付しない

新規就農者支援事業

(1年間)

- 【非農家出身】
1年目: 15万円/月
2年目: 10万円/月
3年目: 5万円/月
- 【兼業農家出身】
1年間: 15万円/月
- 【専業農家】
1年間: 5万円/月